

教職員の懲戒処分に関する基準

平成19年1月26日
福島県教育委員会

最終改正 平成29年3月21日

第1 基本事項

本基準は、県教育委員会が、教育庁及び県教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する職員並びに市町村立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の非違行為に関して懲戒処分を行う場合の、代表的な事例における標準的な処分量定（免職、停職、減給、戒告の別。以下「標準量定」という。）を定めたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、標準量定を基本として、①から④に掲げる事項の他、適宜、日頃の勤務態度、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとし、その結果、個別の事案の内容によっては、標準量定よりも上位又は下位の量定（訓告等を含む）とすることもあり得るところである。

- ① 故意又は過失の度合い並びに非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか
- ③ 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与えた影響はどのようなものであるか
- ④ 過去に非違行為を行っているか

第2 処分量定

1 児童生徒に対する非違行為関係

非 違 行 為 の 内 容 等	標 準 量 定			
	免 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 体罰等				
ア 体罰（児童生徒を懲戒する必要がない場合における暴力行為を含む。以下同じ。）により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に後遺症が残る傷害若しくは治療期間が概ね1か月以上の傷害を負わせた場合	○	○		
イ 体罰により児童生徒に治療期間が概ね1週間以上1か月未満の傷害を負わせた場合		○	○	
ウ ア及びイ以外の体罰を行った場合			○	○
エ 侮蔑的な言動等により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、言動等の態様及び苦痛の程度によりア、イ又はウの量定に準じて扱う。				
(2) わいせつ行為等				
ア 児童生徒（①当該わいせつ行為等の加害者である教職員（以下「加害者」という。）が勤務する学校の児童生徒、②加害者が勤務する学校以外の学校の児童生徒であって、加害者から教育活動における指導を受けたことがある者、③18歳未満の者であって、加害者から教育活動における指導を受けたことがある者をいう。以下同じ。）に対して、わいせつな行為をする、させる、見せるなどした場合	○			
イ 児童生徒に対して、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を行った場合		○	○	
ウ イにおいてわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質な場合	○	○		
エ 児童生徒に対してわいせつな目的で盗撮を行った場合	○	○		

2 一般服務關係

非 違 行 為 の 内 容 等	標 準 量 定			
	免職	停職	減給	戒告
(1) 欠勤				
ア 正当な理由なく10日以内の間欠勤した場合			○	○
イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間欠勤した場合		○	○	
ウ 正当な理由なく21日以上欠勤した場合	○	○		
(2) 遅刻・早退 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				○
(3) 休暇の虚偽申請 承認を要する休暇の事由について虚偽の申請をした場合			○	○
(4) 勤務態度不良 勤務時間中に無断で職場を離脱するなどして職務を怠った場合			○	○
(5) 職場内秩序びん乱				
ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		○	○	
イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			○	○
(6) 虚偽報告 事実をねつ造して虚偽の報告を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合			○	○
(7) 違法な職員団体活動				
ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県の機関（県費負担教職員のあつては市町村の機関）の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			○	○
イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、若しくはあつた場合	○	○		
(8) 秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
(9) 個人情報の流出、紛失又は盗難 重要な個人情報を重大な過失により流出し、又は持ち出して重大な過失により紛失し、若しくは盗難に遭つた場合			○	○
(10) 個人の秘密情報の目的外収集 その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			○	○
(11) 政治的目的を有する文書の配布 政治的目的を有する文書を配布した場合				○
(12) 営利企業等の従事許可等を得る手続のけ怠				
ア 営利企業等の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業等を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの営利企業等の従事を行った場合			○	○
イ 教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することの承認を得る手続きを怠り、教育に関する他の職務に従事した場合			○	○
(13) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）				
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	○	○		
イ 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした場合	○	○		
ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合		○	○	
エ ウにおいてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返した場合	○	○		

(9) 賭博					
ア 賭博をした場合				○	○
イ 常習として賭博をした場合		○			
(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合	○				
(11) 酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合				○	○
(12) わいせつ行為等					
ア 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	○				
イ 18歳未満の者に対して、わいせつな行為をする、させる、見せるなどした場合	○	○			
ウ 公然とわいせつな行為をした場合又は相手の意に反してわいせつな行為をした場合	○	○			
エ わいせつな目的で盗撮を行った場合	○	○	○		
オ 公共の乗物等において痴漢行為をした場合		○	○	○	
カ 特定の者に対するストーカー行為等を行った場合		○	○		○

5 監督責任関係

非 違 行 為 の 内 容 等	標 準 量 定			
	免 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 指導監督不適正 部下職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者の立場にある教職員がその指導監督に適正を欠いていたとき			○	○
(2) 非行の隠ぺい、黙認 管理監督の立場にある教職員が、部下職員の非違行為を知得していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		○	○	

第3 その他

1 交通事故及び交通法規違反に係る処分量定
道路交通法違反関係教職員の懲戒処分等に関する基準（昭和51年7月8日付け51教総教育長決裁）による。

2 本基準に定めのない非違行為に係る処分量定
本基準に定めのない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては本基準における取扱いを参考としつつ判断するものとする。

附 則

この基準は、平成19年3月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成22年1月18日より適用する。

附 則

1 この基準は、平成29年5月1日から適用する。

2 この基準の適用日前にした行為に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。